

会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	自治基本条例（案）の地域説明会
日 時	平成20年11月6日(木) 午後7時00分～午後9時15分
場 所	社会教育総合センター大集会室
出席者	町民13名、議会議員8名(説明者：中村議員、村上議員、出席：今村議員、米澤議員、渡部議員、佐川議員、長谷川議員、西村議員) 町民生活課長、町民生活自治推進班：北越主幹、谷口主査 合計24名
内 容	<p>1 開会 町民生活課長の司会により進行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民生活課長から自治基本条例の取組みの概要を説明。 ・中村議員から挨拶を行う。 ・町民生活課長から日程を説明。 <p>2 自治基本条例（案）の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治推進班主幹から説明。 ・中村議員から第4章議会の条項について説明。 <p>3 質疑・意見交換（20時30分～21時15分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民がまちづくりの主体というが、説明会の参加者が少ない。関心を持ってほしいというが、知らされていない人が多いと思う。この状態で条例を制定することはどうかと思う。今回配布された資料は参加者しか知らない。もっと関心を持ってもらうことが大切であり、全世帯に資料を配布して条例をPRし、参加してもらうなどの工夫が必要。この参加者から意見を聞いて条例を決めることについて参加者として責任は取れない。 ・条例に自助と共助が書いてある。災害などの対応は分かるが、障害のある方などは町内会の方に毎回のようにお願いもできず我慢するしかない。町内会に任せられても全てに対応することは難しいと思う。町民個々にどうすることが求められているのか具体的に教えてほしい。 <p>町民生活課長： 今回配布した資料は8月に町内会の回覧をしてきている。パブリックコメントでは、町内9箇所に資料を配布した他、ホームページで閲覧することができる。出前講座などで周知を図ってきており、今回はより多くの皆さんに条例を知っていただくため住民会長の協力を得て説明会を開催している。この条例は出来たから完成ではなく、皆さんで守り育てていくものと考えているので、今後も理解を深めていきたい。</p> <p>自助・共助について書いているが、例として、町の高齢化率は30年先には40%台になり、10人に4人が高齢者の社会となる。現在は公的な福祉サービスが提供されているが、40%台の時代にどう地域としてサービスを担っていくか</p>

があり、ゴミ捨てや買い物の支援など助け合いが大切であり、住民と町内会等の協力が必要になる。自助と共助の流れにあった仕組みを整えていきたい。

- ・町内会で条例案を話し合ったが、読みにくく分かりづらいと不評であった。具体的に何を言っているのか分からないため解説したものが必要。これまで色々と意見あったと思うが、手直しなどされてきているのか。

町民生活課長： 今回の説明会の意見も含めて条例に反映させていきたい。

- ・町民に義務を課していることに対して、町長や議会の責務は努力しますの言葉で努力目標になっている。
- ・条例案からは将来像や目標が見えてこないし、上富良野の課題が見えない。財政や役場の職員数、農業の課題など、その課題をどうしていくかを分野別に組み立てし、それをまとめていくものが基本条例でないかと思う。分野別のことは別に議論するというが、条例づくりとして逆ではないか。分かりづらいと不評の条例案であり、色々な意見からどう条例を変えていくのか。

町民生活課長： 条例づくりでは町民検討会議からの意見を受け、分かりやすい表現に努めてきている。従来の条例にない「ですます体」を用い、分かりやすい言葉に統一を図ってきている。

町に関する条項については断定的な「します」の表現を用い、町民の責務に関しては大きな責任を課すことにならないことから「努めます」の表現としている。

分野別を総括したものが自治基本条例ではないかについて、町の憲法とする基本条例を遵守し各種条例の体系化を図る中、分野別の計画については個々の計画に載せていくことから、細かなことをこの条例に載せていくものではない。この条例には、情報共有、町民参画などの基本的なことを定め、それを踏襲していく中で個々の計画を作っていくことと考える。

- ・条例づくりとして、分野ごとの将来像があってそれを集めたものが町の将来の基本構想になる。こうありたいということを実体化するためには、分野で課題になっていることを集めて町全体としてどうしていくかを議論していくことが本来と思う。どの分野からどのようなことを持ってくるかは町民の判断と思う。課題になっていることを入れるかどうか議論していくことが必要。上富良野の条例に入れなければならないことは何かということを選択するに当たって、皆さんが分からないとダメで、私たちが心配していることが条例に網羅されればよいと思う。町民皆さんに町や地域の課題を知っていただいて条例を議論すべきと思う。

基本条例を考えた背景や町の財政状況などがどうなっているのか知りたいと思うし、分野別にこの点については条例に入れないという説明があれば理解できる。

町民生活課長： 計画に関しては今後、条例の理念を踏まえ 10 力年間の総合計画を策定することになり、この中の基本構想を受けて事業を計画するというピラミッドの形をとっている。時間の範囲で説明しているため、個別の課題に踏

み込んで説明できていないが、出前講座などを利用して説明していきたいと思う。

- ・自主防災組織は 25 住民会にあると書いてあるが、実際に災害があった場合に住民会が機能するかどうか、役割分担が出来ているかどうか、町内会の隅々まで浸透しているかどうかがある。
- ・今回の参加人数で条例を決めていくことがよいのか。知らない人の方が多いと思う。
- ・市町村合併に関する議会の質問に関して、配布された資料に掲載されているが 18 人の議員のうち一部の人がしか質問していないが。

中村議員： 今回の資料は、一部の期間だけこのような資料があるということをお知らせするため配布した。今回の期間だけでも 460 項目の質問が一覧に整理されており、定例会の会議録を調べる参考になると思いお知らせした。

- ・地元の老人会には対象者の半分しか加盟していない状況。パークゴルフなど自己の活動に専念し、地域の助け合いなど福祉の活動には参加できていない。一人暮らしなどは地域の助け合いが必要であり、条例を浸透させ今から準備していくことが大切。

町民生活課長： 自主防災組織に関しては、十勝岳は昭和 63 年に爆発してから今年で 20 年を迎え、爆発は 30 年周期と言われており、ここ 10 年のうちに噴火の可能性が考えられる。十勝岳防災だけではなく、それ以外の災害も想定し条例に書いている。25 の住民会に自主防災組織が作られているが、その狙いどおりになっているかどうかはある。色々な災害が想定される中、行政がすぐに対応できることに限界はあり、自主的な避難の他、地域の助け合いが大切となる。日ごろから防災に対する体制を整えていただくこと、話し合いをしていただくことで、自主防災組織が育っていくと思う。町の防災訓練にも自主防災組織の参加をお願いしたい。

- ・防災に関して、役場が夜間や休日に対応できない場合、住民会の対応が必要と思う。役場が対応するための時間や避難所の開設時間などの具体的な問題点があるので、それをどう解決していくかお互いに話し合っていくことが必要。防災に関して役場も課題を掘り下げていただき、細かな情報を出してほしいと思う。

町民生活課長： 今後、情報提供に努めていきたい。

- ・災害に関して、個人情報との関係から弱者名簿は町内会で調べてほしいといわれている。災害弱者の名簿は町長の判断で必要に応じて出すことができないか。
- ・住民会で防災活動を行うにも、寝たきりや不自由な方を真っ先に助けることが必要。独居老人なども、昼間は働いている人が多く地域で誰が助けるかも考えなくてはならない。

町民生活課長： 町としても災害弱者をどうしていくかは課題と思っている。役場としてやらないということではなく、名簿の提供に関しては個人情報保護の観点から出すことは難しい。個人情報保護に関して、敬老会名簿に氏名を掲載

しないでほしいという意見から取り止めた経過もある。個人の福祉情報を法に照らしても出すことは難しい。町内会で名簿づくりを行っていると思うので、福祉などの情報も合わせて把握していただきたいと思う。

- ・名簿等の情報提供が無ければ自主防災組織の活動に限界がある。行政から情報が出ないため活動できないと言っていくしかない。住民会も個人情報の壁があるので活動はできない。

町民生活課長： 行政として個人情報を含んだ名簿を出すことは難しい。まずは自助、そして共助の行動による助け合いが大切と思う。

- ・防災に関して、国からは防災と保健福祉が横の連携を図り対応するよう言われているはず。役場は住民会に丸投げしており無責任と思う。

中村議員： パブリックコメントに災害弱者に関する意見が出され、町からも検討する旨の回答が示されている。このような機会に町の対案を検討し示すべきと思う。25 住民会に自主防災組織があるというのが実態は伴っていない、この状態で防災を論議することはどうかと思う。

- ・住民会の防災活動は進んでおり組織が出来ていけば進んでいくと思う。災害時、行政などの対応は3日後と言われている。この間は自助・共助であり、その活動に弱者名簿は必要であり、名簿の提供は役場の仕事と思うので考えてほしい。

町民生活課長： ご意見として賜っていく。会場の閉館時間となり、ここで閉会とする。

4 閉会 (21時15分)